

会津・南会津医療圏における地域医療ニーズ調査 業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

会津・南会津医療圏における地域医療ニーズ調査

2 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

3 委託業務の目的

会津・南会津医療圏は、広域な地理的特性を有するとともに、人口減少及び高齢化が進行しており、将来にわたり持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、医療需要、受療動向、救急搬送、医療アクセス、医療・介護連携等の実態を地域横断的に把握し、地域医療上の課題を明らかにする必要がある。一方、これらの把握に必要なデータは、保険者、医療機関、消防機関、行政機関等に分散しており、地域全体の状況を総合的に把握するための整理・分析が必要である。

福島県立医科大学では、大学病院機能強化推進事業において、持続可能な地域医療共生モデルの構築に向け、地域医療機関との連携強化、医師不足地域への支援及び遠隔医療等のネットワーク形成を推進しており、これらの取組を具体的に検討するためには、会津・南会津医療圏における医療ニーズや患者の受療実態を客観的に把握することが重要である。

本業務は、会津・南会津医療圏内17市町村を対象に、各種統計及びデータを用いて地域医療の現状及び課題を総合的に調査・分析し、将来的な医療需要やオンライン診療等の活用が想定される患者層を検討するとともに、継続的なデータ更新・分析に必要なデータの加工、変換及び統合方法を整理し、今後の地域医療施策の検討に資する基礎資料を作成することを目的とする。

4 業務内容等

（1）地域医療需給調査・分析

会津・南会津医療圏内17市町村における医療機関・介護施設や年齢・性別の人口構成、疾病別患者受療率、疾患別患者推計を調査・分析すること。

（2）国民健康保険・後期高齢者レセプト調査・分析

国民健康保険・後期高齢者レセプトデータ（2021年度～2025年度）より、患者の属性、受診先、疾患の分布等を把握し、居住地と受診医療機関の関係、圏域外受診等を調査・分析すること。

（3）救急医療調査・分析

救急搬送統計データをもとに、覚知・現着・収容時刻、搬送先、傷病程度、転送等をもとに、搬送件数、搬送時間、搬送先、転送、時間帯・季節変動を調査・分析すること。

（4）医療アクセス調査・分析

医療機関までの距離・所要時間、医療空白地域を調査・分析すること。

(5) 医療介護連携調査・分析

入退院前後の介護利用、再入院、施設・在宅移行を調査・分析すること。

(6) 気象・季節による医療動向調査・分析

WBGT(暑さ指数)、気温、積雪等と救急搬送・受診の関連を調査・分析すること。

(7) 地域医療課題の分析及び政策・事業オプションの検討

(1)～(6)の結果を踏まえ、会津・南会津医療圏における医療上の課題を明らかにするとともに、患者が地域外の医療機関を受診する要因を分析すること。その上で、医師派遣、オンライン診療、医療機関間の連携等の対応策を比較・検討し、地域別・疾患別の必要性や実現可能性等を踏まえて優先順位を整理した上で、政策・事業オプションとして提示すること。

(8) データ変換・統合処理ロジックの設計

将来的に同一の手順で継続的なデータ更新及び分析を実施できるよう、元データの取込みから、加工、変換、統合、分析用データ生成までの一連の処理手順を整理すること。

(9) 本業務に係る関係機関との打合せ

業務の実施に必要な発注者との打合せを行うこと。また、データ提供者その他の関係機関との調整・説明等が必要となる場合は、受託者が必要な資料及び説明資料等を作成し、発注者と協議の上、実施すること。打合せの内容及び回数については、業務の進捗状況を踏まえ、必要な範囲で実施すること。

(10) 必要データの調達・取得

本業務の実施に必要なデータ提供者との連絡・調整、利用申請、契約、購入その他の手続については、原則として受託者が主体となって行うものとする。

5 参加要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 福島県立医科大学契約細則第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(3) 過去2年間に、（令和6年9月24日以降）国、地方公共団体、又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）との間で、本業務と種類及び規模が類似する地域医療または医療提供体制に係る調査・分析・計画策定支援等の契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (6) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に本学及び福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

6 守秘義務

受注者は、本委託業務遂行中に知り得た事項については、いかなる理由があっても発注者の承認なしに他に漏らしてはならない。

7 提出書類

受注者は、契約締結後7日以内に、委託業務着手届、総括責任者・主任担当者通知書、総括責任者・主任担当者経歴書、工程表を提出するとともに、完了したときには委託事業完了届に成果品を添えて提出すること。

8 成果品

本業務の成果品は以下を想定し、提出データや提出時期、方法、数量等については、委託者と協議の上決定する。なお、最終成果物提出前に、受託者が作成した報告書案について発注者が確認する機会を1回設けること。発注者からの修正意見を踏まえ、受託者が必要な修正を行い、最終成果物及び業務完了届を提出すること。

ア 「4 業務内容等」に記載の業務の履行において必要な調査・分析データ

業務内容等	成果品案
(1) 地域医療需給調査・分析	市町村別表、標準化率（年齢構成等を揃えて市町村同士を公平に比較）、受療率、疾患別患者推計、将来患者推計、経年推移、医療機関等リスト、医療資源マップ、診療科別分布図、病床機能別一覧 等
(2) 国民健康保険・後期高齢者 レセプト調査・分析	患者属性別集計、疾患別患者数、受診医療機関別集計、居住地別受診先一覧、受療率、圏域内完結率、圏域外流出率、患者流出表、医療機関別患者シェア、疾患別受療動向、経年推移 等
(3) 救急医療調査・分析	救急搬送件数、搬送時間、現場滞在時間、収容所要時間、搬送先医療機関別集計、傷病程度別集計、疾患別搬送件数、転送率、転送件数、時間帯別推移、曜日別推移、月別推移、季節変動、地域別搬送マップ 等
(4) 医療アクセス調査・分析	到達圏、地域比較、医療空白地域 等
(5) 医療介護連携調査・分析	入院前介護利用率、退院後介護利用率、退院先構成、在宅復帰率、施設移行率、再入院率、在宅療養移行率、医療介護連携図、地域別連携状況、サービス資源配置図
(6) 気象・季節による医療動向 調査・分析	WBGT推移、気温推移、積雪量推移、救急搬送季節曲線、受診季節曲線、月別患者数、気温別搬送件数、WBGT別搬送件数、積雪別

	受診動向、疾患別季節変動 等
(7) 地域医療課題の分析及び 政策・事業オプションの検討	地域別・疾患別医療課題、医師派遣候補地域・診療科、オンライン診療候補地域・疾患、医療機関間連携候補、政策・事業オプション優先順位 等
(8) データ変換・統合処理 ロジックの設計	データー一覧、データ項目一覧、データ項目対応表、データ整理方法、データ加工ルール、データ統合方法、データ処理手順、更新手順 等
(9) 本業務に係る関係機関との 打合せ	打合せ資料、議事録、検討事項管理表、業務スケジュール 等

イ 上記アのデータを保存した電子媒体（DVD－R等）

ウ 上記アの概要版資料（要製本、部数は発注者と受託者間で協議して決める）

エ その他委託者が求める資料

9 成果物の帰属

成果品及び作成した資料並びにその著作権は、発注者に帰属するものとし、発注者は二次使用を含めて、これらを自由に利用できるものとする。また、発注者の提供する情報・資料等について、発注者の承諾なく第三者等に提供してはならない。

10 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料で、発注者が所有しているものについては、受注者へ貸与する。